

入 札 公 告

一般競争入札を実施するので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第148条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年3月15日

福井県立病院長 村北 和広

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量

医療廃棄物等処理業務委託 一式（単価契約）

（年間数量（見込み））

医療廃棄物処理量 170,000kg

容器 20L 21,000個

容器 40L 22,000個

産業廃棄物処理量 70,000kg

(2) 調達役務の内容

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(4) 履行場所

福井県福井市四ツ井2丁目8-1 福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札、開札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4または第14条の5に基づき産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業の許可を受けている者であること。

(5) 福井県のすべての県税に滞納がない者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表するものをいう。以下同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関係を有している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944（直通）

(2) 入札説明書等の交付期間

平成28年3月15日（火）から平成28年3月22日（火）まで（福井県の休日定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から17時まで

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し技術的審査を受け、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

平成28年3月22日（火）16時00分まで

(2) 提出先

3（1）と同様とする。

(3) 提出方法

提出期限内に提出先へ直接持参または郵送すること。（郵送による場合には、簡易書留郵便とする。）

5 入札の日時および場所

- (1) 日時 平成28年3月30日(水) 9時00分
- (2) 場所 福井県福井市四ツ井2丁目8-1 福井県立病院 5階 大会議室

6 入札書の提出方法

入札参加者は、入札書を入札の日時に入札の場所へ持参して提出すること。なお、郵送、電報または電送による入札書の提出は認めない。

7 入札方法

入札書の記載にあたっては、それぞれの項目ごとの入札金額(単価)(税抜。円未満の端数は認めない。)および見込総額(各入札金額(単価)にそれぞれの年間数量(見込み)を乗じて得た額の合計金額)を記載すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(単価)に消費税および地方消費税に相当する金額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(単価)から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

- (1) 有効な入札をした者のうち、見込総額(各入札金額(単価)にそれぞれの年間数量(見込み)を乗じて得た額の合計金額)が最も低い価格を提示した業者を落札業者とする。

ただし、項目ごとに設定する予定価格(単価)を上回る単価を提示した項目については、当該項目を落札対象とはせず、別途随意契約を行うこととする。

随意契約に応じない場合は、当該業者は落札者としての資格を失い、次順位者を落札者とすることがある。

- (2) この入札の落札決定の効果は、平成28年度予算発効時において生じる。

9 その他

- (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県病院事業財務規則(昭和39年福井県規則第13号)第75条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定のほか、入札説明書による。
- (3) 入札の無効
福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成 22 年福井県条例第 31 号。以下「条例」という。）第 5 条第 2 項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けた時は、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② 上記①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記①の届出を怠った時は、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがありますので注意してください。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は入札説明書等による。

入札説明書

1 入札執行者

福井県立病院長 村北 和広

2 入札に付する事項

(1) 調達する役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量

医療廃棄物等処理業務委託 一式

（年間数量（見込み））

医療廃棄物処理量 170,000kg

容器 20L 21,000個

容器 40L 22,000個

産業廃棄物処理量 70,000kg

(2) 調達役務の内容

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日

(4) 履行場所

福井市四ツ井2丁目8-1 福井県立病院

3 入札の方法

一般競争入札による。

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札、開札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4または第14条の5に基づき産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業の許可を受けている者であること。

(5) 福井県のすべての県税に滞納がない者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表するものをいう。以下同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関係を有している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

電話 0776-57-2944（直通）

- (2) 入札説明書等の交付期間

平成28年3月15日（火）から平成28年3月22日（火）まで（土、日、祝日を除く）9時から16時まで

6 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、別紙様式1の入札参加資格確認申請書に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し技術的審査を受け、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限

平成28年3月22日（火）16時00分

- (2) 提出先

5（1）と同様とする。

- (3) 提出方法

提出期限内に提出先へ直接持参または郵送すること。（郵送による場合には、簡易書留郵便とする。）

7 入札参加資格確認の結果通知等

- (1) 入札参加資格確認の結果通知

入札参加資格確認の結果は、申請者に対し、書面により通知する。平成28年3月

24日（木）までに郵便にて通知予定であるが、平成28年3月25日（金）までに到着しない場合は、上記5（1）まで問い合わせること。

(2) 入札参加資格確認の結果に対する質問書の提出方法等

入札参加資格確認の結果、入札に参加が認められなかったものは、入札参加資格確認の結果に関する質問書を提出することにより、その理由について説明を求めることができる。

① 提出期限

平成28年3月25日（金）16時

② 提出先

5（1）と同様とする。

③ 提出方法

提出期限内に提出先へ直接持参または郵送すること。（郵送による場合には、簡易書留郵便とする。）

8 入札の日時および場所

(1) 日時 平成28年3月30日（木）9時00分

(2) 場所 福井県福井市四ツ井2丁目8-1 福井県立病院 5階 大会議室

9 入札書の提出方法

入札参加者は、別紙様式2による入札書を、入札の日時に、入札の場所へ、持参して提出すること。

なお、郵送、電報または電送による入札書の提出は認めない。

10 入札保証金に関する事項

(1) 入札参加者が、次の場合に該当する場合は、入札保証金を免除する。

ア 入札参加者が保険会社との間に福井県立病院を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ 県発注の物品などの入札に関し、平成26年度以降落札者となりながら契約を締結しなかったことや、履行しなかったことがない者。

(2) 入札保証金の納付

前号規定による入札保証金の納付免除に該当しない入札参加者は、入札金額（単価）に年間数量（見込み）を乗じて得た額の合計金額に、消費税および地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を平成28年3月30日（水）8時30分から8時50分の間に、福井県立病院出納員に納入しなければならない。

なお、落札しなかった者の入札保証金は還付する。

(3) 入札保証金を納付する場合、納付に代えて提供できる担保

ア 国債、地方債

イ 鉄道債券、首都高速道路債券、公営企業債権、道路債券、北海道東北開発債権、

電源開発株式会社債権、阪神高速道路債券

ウ 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産協同組合、塩業組合、その他貯金の受け入れを行う組合が振出したまたは支払保証をした小切手

エ 日本銀行担保、適格社債（公募社債）（例 鉄道債、電力債等の事業債）

なお、以上に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手額、その他のものについては市場価格（当該入札日前1週間程度における価格とし、その判定は、東京株式の取引価格とする。）の8割に相当する金額とする。

1 1 入札および開札

- (1) 入札参加者は、入札公告および入札説明書等を熟読し、入札心得を遵守のうえ、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、回答を求めることができる。ただし、入札後は、これらの不明の点を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者の入札金額は、業務の実施に要する一切の諸費用をすべて含むものとする。
- (3) 入札書の記載にあたっては、それぞれの項目ごとの入札金額（単価）（税抜。円未満の端数は認めない。）および見込総額（各入札金額（単価）にそれぞれの年間数量（見込み）を乗じて得た額の合計金額）を記載すること。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（単価）に消費税および地方消費税に相当する金額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（単価）から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、入札書と併せて別紙様式3による委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札参加者または入札代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 入札参加者または入札代理人は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、入札書の引き換えまたは入札の取消しをすることはできない。

1 2 入札の無効に関する事項

福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第151条の規定に該当する入札および入札説明書等に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

1.3 落札者の決定に関する事項

- (1) 有効な入札をした者のうち、見込総額（各入札金額（単価）にそれぞれの年間数量（見込み）を乗じて得た額の合計金額）が最も低い価格を提示した業者を落札業者とする。

ただし、項目ごとに設定する予定価格（単価）を上回る単価を提示した項目については、当該項目を落札対象とはせず、別途随意契約を行うこととする。

随意契約に応じない場合は、当該業者は落札者としての資格を失い、次順位者を落札者とすることがある。

- (2) 前項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 前項の場合において、くじを引かない者または立ち会わない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) この入札の落札決定の効果は、平成28年度予算発効時において生じる。

1.4 再度入札

開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行うものとする。ただし、この場合における入札の回数は初回を合わせて2回を限度とする。

1.5 契約書作成の要否および契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、様式4のとおりとする。
- (3) 契約にあたっては、入札金額（単価）をもって契約金額とするので、契約単価に履行件数を乗じて算出した金額に消費税および地方消費税相当額を加算した金額を請求するものとする。

1.6 契約保証金に関する事項

契約金額（単価）に年間数量（見込み）を乗じて得た額の合計金額に、消費税および地方消費税相当額を加算した金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部が免除される。

- (1) 契約者が、保険会社との間に福井県立病院を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
- (2) 過去2年の間に国、地方公共団体、公団あるいは県の公社と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

1.7 その他

- (1) この入札に関する手続きおよび契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) この入札において、最低制限価格は設定しない。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- ① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成 22 年福井県条例第 31 号。以下「条例」という。）第 5 条第 2 項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けた時は、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② 上記①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記①の届出を怠った時は、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがありますので注意してください。

別紙様式 1

入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

福井県立病院長 村北 和広 様

住 所

商号または名称

代 表 者 氏 名

㊟

代 理 人 名

㊟

平成28年3月15日付けで入札公告のあった医療廃棄物等処理業務委託に係る入札に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であることおよび添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 福井県競争入札参加資格決定通知書（写）
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けていることを証明する書面（別紙様式1-2-1）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく産業廃棄物処理業の許可を受けていることを証明する書面（別紙様式1-2-2）
- 3 その他添付資料
 - （1）会社概要
 - （2）営業経歴書
 - （3）納税証明書

申請内容に関する照会先

会社名

電話番号

担当部署

ファックス番号

担当者氏名

※上記書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

別紙様式 1 - 2 - 1

特別管理産業廃棄物処理業の許可状況

1 収集運搬業の許可

		福井県の許可	運搬先の区域の許可
事業者	住所		
	商号・名称		
	代表者氏名		
許可都道府県・政令市		福井県	
許可の有効期限			
事業の範囲			
許可の条件			
許可番号			

2 処分業の許可

事業者	住所	
	商号・名称	
	代表者氏名	
許可都道府県・政令市		
許可の有効期限		
事業の区分		
産業廃棄物の種類		
許可の条件		
許可番号		
事業場	名称	
	所在地	

(注) 許可証の写を添付すること。

産業廃棄物処理業の許可状況

1 収集運搬業の許可

		福井県の許可	運搬先の区域の許可
事業者	住 所		
	商号・名称		
	代表者氏名		
許可都道府県・政令市		福 井 県	
許可の有効期限			
事業の範囲			
許可の条件			
許可番号			

2 処分業の許可

事業者	住 所	
	商号・名称	
	代表者氏名	
許可都道府県・政令市		
許可の有効期限		
事業の区分		
産業廃棄物の種類		
許可の条件		
許可番号		
事業場	名 称	
	所在地	

(注) 許可証の写を添付すること。

別紙様式 2

□□□

入 札 書

平成 年 月 日

福井県立病院長 村北 和広 様

住 所

商号・名称

代表者名

⑩

代理人氏名

⑩

福井県病院事業財務規則ならびに仕様書および入札心得を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

入札に付する事項 : 医療廃棄物等処理業務委託

種 別	年間数量 (見込み)	単 価	金 額	摘要
医療廃棄物処理料 (収集・運搬)	170,000kg	円/kg	円	
医療廃棄物処理料 (処分)	170,000kg	円/kg	円	
容器代 (20L)	21,000 個	円/個	円	
容器代 (40L)	22,000 個	円/個	円	
産業廃棄物処理料 (収集・運搬)	70,000kg	円/kg	円	
産業廃棄物処理料 (処分)	70,000kg	円/kg	円	
合 計			円	

別紙様式3

委任状

平成 年 月 日

福井県立病院長 村北 和広 様

住 所
会 社 名
代 表 者 名

⑩

弊社は、平成28年 月 日の一般競争入札に関して下記の物を代理人と定め、入札書提出の権限を委任します。

記

入札に付する事項 医療廃棄物等処理業務委託

代理人住所

代理人職名

代理人氏名

印

医療廃棄物等収集・運搬及び処分業務委託契約書

収 入

印 紙

排出事業者：福井県立病院（以下「甲」という。）と、収集運搬および処分業者：
（以下「乙」という。）は、甲の事業場：福井県立病院から排出される医療廃棄物等
の収集・運搬および処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（遵守事項）

1. 甲および乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。
2. 乙は、別添仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

第2条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔特管〕

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

◎処分に関する事業範囲

〔特管〕

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

◎収集運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業範囲：
許可の条件：
許可番号：

◎処分に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業範囲：
許可の条件：
許可番号：

2. (委託する医療廃棄物の種類、数量および単価)

(1) 甲が、乙に収集・運搬を委託する医療廃棄物の種類、数量および収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種類 : 医療廃棄物 (胎盤、解剖汚物を含む)
数量 : 170,000kg (年間予定数量)
単価 : 1kgあたり 金 円

(2) 甲が、乙に準備および配置を委託する専用容器品目の種類および単価は、次のとおりとする。

種類	: 20リットル容器	40リットル容器
数量	: 1個あたり 円	1個あたり 円

(3) 甲が、乙に処分を委託する医療廃棄物の種類、数量および処分単価は、次のとおりとする。

種類 : 医療廃棄物 (胎盤、解剖汚物を含む)
数量 : 170,000kg (年間予定数量)
単価 : 1kgあたり 金 円

3. (委託する産業廃棄物の種類、数量および単価)

(1) 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量および収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種類 : 産業廃棄物
数量 : 70,000kg (年間予定数量)
単価 : 1kgあたり 金 円

(2) 甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量および処分単価は、次のとおりとする。

種類 : 産業廃棄物
数量 : 70,000 kg (年間予定数量)
単価 : 1 kg 当たり 金 円

4. (処分の場所、方法および処理能力)

乙は、甲から委託された医療廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 :
所在地 :
処分の方法 :
施設の処理能力 :

5. (処分の場所、方法および処理能力)

乙は、甲から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 :
所在地 :
処分の方法 :
施設の処理能力 :

6. (最終処分の場所、方法および処理能力)

甲から、乙に委託された医療廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

7. (最終処分の場所、方法および処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

8. (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された医療廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏 名 :
住 所 :
許可都道府県・政令市 :
許可の有効期限 :
事業の区分 :
産業廃棄物の種類 :
許可の条件 :
許可番号 :
事業場の名称 :
所在地 :

9. (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏 名：
住 所：
許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業の区分：
産業廃棄物の種類：
許可の条件：
許可番号：
事業場の名称：
所在地：

10. (積替保管)

乙は、甲から委託された医療廃棄物の積替えを行わない。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、医療廃棄物等の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 医療廃棄物等の発生工程
- イ 医療廃棄物等の性状および荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理および事故防止ならびに処理費用等の観点から、委託する医療廃棄物等の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容および程度の情報を通知する。

なお、乙の業務および処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程または医療廃棄物等の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する医療廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)の「容器貼付用ラベル」参照)。

4. 甲は、委託する医療廃棄物等のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽または記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとす

る。

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された医療廃棄物等を、その積み込み作業の開始から、第2条第8項および第9項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は、委託された医療廃棄物等の業務の実施に当たり、甲または第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

第5条（契約保証金）

A 契約保証金は、金〇〇〇〇〇円とする。

※ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上。

※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。

B 契約保証金を免除する。

A. Bどちらかを記載

第6条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された医療廃棄物等の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第7条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第8条（調査等）

甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

第9条（委託業務終了報告等）

1. 乙は甲から委託された医療廃棄物等の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で、処分業務については、マニフェストE票で代えることができる。
2. 甲は業務が仕様書等に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

第10条（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第11条（委託料・支払い）

1. 甲の委託する医療廃棄物等の収集・運搬及び処分業務に関する委託料は、第2条第2項および第3項にて定める単価に基づき算出する。
2. 乙は、毎月末の業務が終了した後、速やかに仕様書に基づく業務報告書を提出し、甲の検査を受けなければならない。
3. 甲は、委託業務が実施要領等に示すものに適合しないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。
4. 乙は、毎月末日に納入した数量を取りまとめた上、契約単価に数量を乗じた金額に消費税および地方消費税相当額を加算して、翌月甲に請求するものとする。甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
6. 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

第12条（履行遅延）

甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

第13条（内容の変更）

甲は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または契約期間を変更するとき、または予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第14条（機密保持）

乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

第15条（個人情報の保護）

1. 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）」の適用を受ける。
2. 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第16条（契約の解除）

1. 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
 - (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
 - (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
 - (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
 - (5) 契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。
2. 甲または乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた医療廃棄物等の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙または甲は、次の措置を講じなければならない。
- (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その医療廃棄物等に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている医療廃棄物等についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する委託料を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の医療廃棄物等の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。
 - (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の医療廃棄物等を、甲の費用をもって当該医療廃棄物等を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第17条（違約金等）

1. 前条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は違約金として年間数量（見込み）から既に収集・運搬および処分した数量を減じた数量に契約単価を乗じて得た金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（円未満の端数が生じた場合は切捨てる）の100分の10に相当する金額を徴収する。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。
2. 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

第18条（損害賠償請求権）

1. 乙は、業務の実施に当たり、乙の故意または過失により甲または第三者に損害を与

えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

2. 前項の損害賠償の額は、甲が実際に被った損害額とする。
3. 天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、甲はこれを請求しない。
4. 業務の履行に関し、第三者に損害が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める。

第19条（グリーン購入）

乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

第20条（協議）

この契約に定めのない事項またはこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第21条（紛争等の解決）

この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

第22条（契約期間）

この契約は、有効期間を平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院長 村北 和広

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その事務に従事する者に対する監督その他の個人情報の保護のための措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記載された資料等を、甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記載された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、引き渡し、または廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(調査の実施)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時調査を実施することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

医療廃棄物等処理業務仕様書

第1 医療廃棄物の搬出

1. 福井県立病院（以下「甲」という。）は、医療廃棄物を専用容器に収納し、本棟地下1階の医療廃棄物庫に集積する。
2. 受託者（以下「乙」という。）は、甲の指示に従い、原則、福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除き、週2回以上定期的に本棟地下1階の医療廃棄物庫から医療廃棄物を院外に搬出し、処理しなければならない。
3. 乙は、甲の申し出に応じて、医療廃棄物を収集運搬する日および回数を見直さなければならない。
4. 乙が医療廃棄物を収集運搬する時間帯は、8時30分から17時15分までとする。
5. 前項に関わらず、乙は、甲から特に依頼があった場合は、速やかに遅滞なく医療廃棄物を院外に搬出し、処理しなければならない。
6. 乙は、本棟地下1階の医療廃棄物庫から医療廃棄物の収集運搬をする際、収集運搬車輛の高さ制限（約4.0m）があるため、使用する車輛について、事前に甲と協議し、甲の指示に従わなければならない。
7. 医療廃棄物の計量器は乙において準備するものとし、重量がレシートに打ち出されるものを使用することが望ましいものとする。なお、計量器を甲が指定する場所に置いておくことは差し支えない。
8. 乙が医療廃棄物を収集後、直接廃棄物焼却施設等へ運搬する際、運搬が長時間になる場合は、乙の収集運搬車両は医療廃棄物を冷蔵する等腐食防止のために必要な措置を講じたものが望ましいものとする。

第2 医療廃棄物専用容器

1. 乙は、甲が使用する医療廃棄物の専用容器を準備し、甲が指定する場所に常時必要数を配置しなければならない。
2. 乙は、専用容器の必要数について、必要に応じて甲と協議する。
3. 乙は、甲が指定する場所において専用容器が不足する事態が生じた場合は、甲の指示に従い、速やかに準備し、遅滞なく配置しなければならない。
4. 配置する専用容器は次のとおりとする。
 - ① 20リットル容器（蓋を含む。）
BH-E 20Kまたは同等品
色：白色
容器の外側にバイオハザードマークを表示
 - ② 40リットル容器（蓋を含む。）
BH-E 40Kまたは同等品
色：白色
容器の外側にバイオハザードマークを表示
5. 乙は、上記①および②のいずれの容器も、甲が使用する容器用足踏みペダルに適合する形状および材料としなければならない。
6. 乙が専用容器の準備および配置に要する費用は、委託料に含むものとする。

第3 産業廃棄物（廃プラスチック）の搬出

1. 甲は、産業廃棄物を本棟地下1階の廃棄物置場に集積する。
2. 乙は、甲の指示に従い、原則、福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除き、週2回以上定期的に本棟地下1階の廃棄物庫置場から一般産業廃棄物を院外に搬出し、処理しなければならない。
3. 乙は、甲の申し出に応じて、産業廃棄物を収集運搬する日および回数を見直さなければならない。
4. 乙が産業廃棄物を収集運搬する時間帯は、8時30分から17時15分までとする。
5. 前項に関わらず、乙は、甲から特に依頼があった場合は、速やかに遅滞なく産業廃棄物を院外に搬出し、処理しなければならない。
6. 乙は、本棟地下1階の廃棄物置場から産業廃棄物の収集運搬をする際、収集運搬車輛の高さ制限（約4.0m）があるため、使用する車輛について、事前に甲と協議し、甲の指示に従わなければならない。
7. 産業廃棄物の計量器は乙において準備するものとし、重量がレシートに打ち出されるものを使用することが望ましいものとする。なお、計量器を甲が指定する場所に置いておくことは差し支えない。

第3 委託期間

1. 平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

第4. 厳守内容

1. 乙は、業務の実施にあたり次の事項を厳守すること。
 - ① 法に定める資格を要する業務については、有資格者を確保して実施するものとし、法令の規定を厳守して作業を行うこと。
 - ② 業務に関係のない場所および部屋に立ち入らないこと。
 - ③ 業務期間中は、常に規律正しく、患者、病院職員、来院患者および第三者との間にトラブルが発生しないよう、言語および態度に注意を払うこと。
 - ④ 甲の設備等を利用する際には、丁寧に取り扱うこと。
 - ⑤ 病院敷地内での全面禁煙を遵守するとともに、福井県立病院消防計画を正確に理解し、火災等の災害には万全の体制で臨むこと。
 - ⑥ 公害の防止に努めること。
 - ⑦ 災害または公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を甲に報告すること。
 - ⑧ 産業廃棄物を院外に搬出する際、廃棄物置場およびその近辺の後片付けおよび清掃を行うこと。

第5 事故防止と補填

1. 乙は、業務の実施にあたっては諸法令、法規を厳守し事故の防止に万全の注意を払うこと。万一、次の各号の事故が生じたときは、ただちに甲に報告のうえ、乙の責任において処理すること。
 - ① 患者、来院者、病院職員およびその関係者、乙の業務従事者ならびにその他第三者への人身事故
 - ② 乙の管理責任に基づく事故

第6 その他

1. 甲が業務が不相当であると認めたときは、乙の負担において直ちにやり直さなくてはならない。
2. 甲は、乙が雇用する者（以下「業務員」という。）の従事状況が不相当と認めた場合は、乙に対して業務員の変更を命ずることができる。
3. 乙は業務の実施に必要な被服、器具、消耗品および備品の費用を負担するとともに、業務員として相応しい制服および名札を着用させるものとする。
4. 乙は、必要に応じて乙の従業員に対して接遇、院内感染防止、守秘義務、来院者の安全確保等に関する十分な教育訓練等を実施しなければならない。
5. この仕様書に定めのない細部事項は、甲乙協議のうえ決定する。ただし、乙は、軽妙な事項は甲の指示に従うものとする。